平成２８年（フ）第２２７号
奈良県橿原市新賀町330番地の４　オークマンション１Ｅ
債務者　早川　勝利
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
福岡県飯塚市弁分614番地２　県営彼岸原団地２棟101号
債務者　松木　和也
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第９４号
石川県加賀市山中温泉上原町２丁目133番地１、従前の住所石川県加賀市別所町ロ４番地
債務者　中道　一榮
１　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第９３１号
堺市堺区緑ヶ丘北町２丁２番20号
債務者　インテリア賢こと　冨井　賢次
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
兵庫県川西市下加茂１丁目25番２号　203
債務者　西尾　隆啓
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県南あわじ市八木新庄427番地14
債務者　甲斐　宏幸
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７０号
大分市大字里1425番地の１、申立時の住所大分市里３丁目18番17号
債務者　吉村　初代
１　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７９１号
神戸市北区小倉台７丁目７番地の17
債務者　博多　啓美（旧姓大原）
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５０号
兵庫県三田市富士が丘６丁目12番地15、従前の住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―1104号
債務者　嘉田美沙紀（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７１号
神戸市須磨区南落合２丁目２番506―305号
債務者　有田　　優
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９７号
神戸市灘区鶴甲２丁目３番１―105号
債務者　津田ひろ子
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８号
佐賀県唐津市東唐津２丁目４番10号グランドソレイユ103号室
債務者　松本　祐子
１　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３４６号
沖縄県那覇市山下町16番14号
債務者　源河　桃子
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４３６号
熊本市北区龍田６丁目５番80号、住民票上の住所熊本県八代市奈良木町286番地
債務者　福島　　綾
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６９号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目75番地２　シャトレ大城302
債務者　兼城　　学
１　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０６号
佐賀市大和町大字尼寺787番地３　ヴィレ大和Ｉ202号、前住所佐賀県唐津市相知町相知2638番地１
債務者　藤井　奈美（旧姓福島）
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係